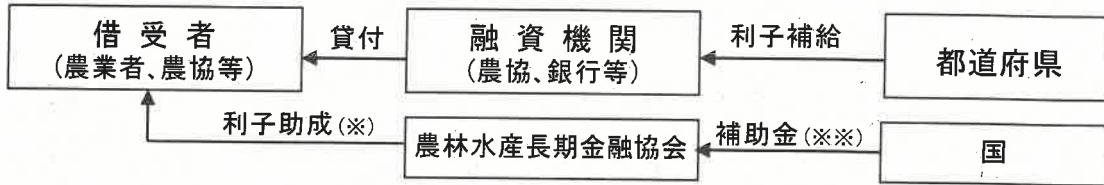


農業近代化資金の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、都道府県等が農協、銀行等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。

(仕組み：農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき昭和36年に創設)



(※) 実際には融資機関が代理受領するため、直接借受者に利子助成金が支払われるものではありません。 (※※) 認定農業者に対する特例(スーパーL資金並みの貸付利率)とするためのもの

(注) 上記のほか、借受者の業務区域が2県以上にまたがる農業を営む法人等への農林中央金庫による貸付けについて、国が農林中央金庫に利子補給する仕組みもあります。

1. 借入対象者

① 農業を営む者(認定農業者(※1)、認定新規就農者(※2)、主業農業者(※3)、集落営農組織、農業を営む任意団体 など)

- ※1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
- ※2 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
- ※3 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の方をいいます。

② 農協、農協連合会

③ ①~②又は地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人

2. 借入条件

実質無担保化

(1) 資金使途

- ・畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・長期運転資金
- ・農村環境整備資金 など

(2) 借入限度額：農業を営む者 個人18百万円、法人・団体2億円
：農協等 15億円(大臣が承認した場合はその承認額)

(3) 借入金利：0.10%(令和2年3月18日現在) **貸付当初5年間実質無利子化**

(4) 償還期限：資金使途に応じ7~20年以内(据置2~7年以内)

(5) 融資率：原則80%以内

認定農業者に対する特例：

- ・融資率100%以内
- ・償還期限に応じて適用される特利は、3月18日現在の金利情勢下では適用がありません。

農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除

3. 取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(農協、銀行等)に必要書類(※)を提出

(最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。)

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。